

**改正**

平成一七年 三月三〇日規則第二六号  
平成一七年 八月 一日規則第七五号  
平成一八年 三月一三日規則第八号  
平成一九年 一月一一日規則第一号  
平成二〇年 二月 四日規則第三号  
平成二一年 四月 一日規則第二八号  
平成二二年 三月二九日規則第一七号  
平成二二年 六月二八日規則第五六号  
平成二四年 四月 一日規則第三六号  
平成二七年一〇月一三日規則第五九号  
平成二九年 四月 一日規則第二五号  
令和 元年 六月二七日規則第三一号  
令和 元年 七月 四日規則第三二号  
令和 元年一二月一二日規則第五一号  
令和 三年 七月三〇日規則第七八号  
令和 五年 三月二三日規則第一〇号  
令和 五年 五月二五日規則第四五号  
令和 五年 七月二四日規則第五〇号

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則をここに公布する。

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第二条第四号の規則で定めるもの)

**第三条** 条例第二条第四号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項又は第二項に定める基準に適合しない土壌
- 三 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素によって汚染された土壌
- 四 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する環境基準に適合しない土壌  
(土砂の搬出の届出)

**第四条** 条例第八条第一項及び第十一条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない土砂の搬出)

**第五条** 条例第八条第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- 一 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事に伴って発生する土砂の搬出であって、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めたもの
- 二 陶器、ガラスその他の製品の製造又は加工のための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）である土砂の搬出  
(処理計画に記載する事項)

**第六条** 条例第八条第二項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂の搬出先における土砂埋立行為が法令等の許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許可等」という。）を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 三 土砂の搬出に係る建設工事が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 四 土砂の搬出量が最大となる時期における一日当たりの土砂の搬出量及び搬出に要する車両の延べ台数
- 五 その他知事が必要と認める事項  
(土砂の搬出の届出の添付書類及び図面)

**第七条** 条例第八条第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面
- 二 建設工事の区域から土砂の搬出先とする土地までの経路を示した図面
- 三 その他知事が必要と認める書類及び図面  
(一時たい積した土砂の搬出の届出)

**第八条** 条例第九条第一項及び第十二条第一項の規定による届出は、別記様式第二号による一時たい積土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない一時たい積した土砂の搬出)

**第九条** 条例第九条第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- 一 特定の建設工事等への使用を目的とした一時たい積行為に係る土砂の搬出であつて、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めたもの
- 二 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の当該施設の敷地からの搬出
- 三 陶器、ガラスその他の製品の製造又は加工のための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）である土砂の搬出  
(一時たい積行為に係る土砂搬出計画に記載する事項)

**第十条** 条例第九条第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土砂の搬出先における土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 三 土砂を搬出する期間
- 四 土砂の搬出量が最大となる時期における一日当たりの土砂の搬出量及び搬出に要する車両の延べ台数
- 五 その他知事が必要と認める事項  
(一時たい積行為に係る土砂搬出届出書の添付書類及び図面)

**第十一条** 条例第九条第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂の搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面
- 二 一時たい積行為を行う土地の区域から土砂の搬出先とする土地までの経路を示した図面
- 三 その他知事が必要と認める書類及び図面

(変更の届出等)

**第十二条** 条例第十条第一項（同条第二項、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第三号による処理計画変更届出書により行うものとする。

2 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第八条第二項第五号に規定する土砂の数量の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加又は減少
- 二 条例第八条第二項第七号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは減少又は条例第九条第二項第三号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは同号に規定する土砂の数量の合計の減少
- 三 条例第八条第二項第八号に規定する搬出する期間の三月以内の延長
- 四 第六条第一号又は第十条第一号に掲げる事項の変更
- 五 その他知事が特に軽微と認める変更

(土砂の搬出に係る公表)

**第十三条** 条例第十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 勧告に従わなかった者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 勧告に従わなかった事実
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 条例第十四条第二項の規定による公表は、広島県報（以下「県報」という。）に登載するほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法によるものとする。

(完了等の届出)

**第十四条** 条例第十五条の規定による届出は、別記様式第四号による土砂搬出完了（廃止）届出書により行うものとする。

(公益事業)

**第十五条** 条例第十六条第三号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げる事業の実施に係るものとする。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される治水上砂防のための施設に関する事業

- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業の用に供する施設に関する事業
- 三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業又はこれと一体的に行われる農村生活環境整備事業
- 四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業
- 六 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路に関する事業（道路管理者が行うものに限る。）
- 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園に関する事業（公園管理者が行うものに限る。）
- 八 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）による海岸保全施設に関する事業（海岸管理者が行うものに限る。）
- 九 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業又は広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）による公園事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- 十 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業又は同法による水道用水供給事業の用に供する水道施設に関する事業
- 十一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設に関する事業（主務大臣又は知事が行うものに限る。）
- 十二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する施設に関する事業（公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者が行うものに限る。）
- 十三 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道施設に関する事業
- 十四 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）（同法が準用される場合を含む。）による河川管理施設に関する事業（河川管理者が行うものに限る。）
- 十五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による都市計画事業
- 十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- 十七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業

十八 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業又は同法による索道事業で、一般の需要に応じるものの用に供する施設に関する事業

十九 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

二十 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）

二十一 前各号に掲げる事業に準じるものとして知事の確認を受けた事業  
(法令等の許可等)

**第十六条** 条例第十六条第八号の規則で定める法令等の許可等は、次に掲げるものとする。

一 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可

二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の規定による認可

三 森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可

四 道路法第三十二条第一項若しくは第九十一条第一項の規定による許可、同法第二十四条の規定による道路に関する工事の承認又は同法第三十五条の規定による同意

五 都市公園法第五条第一項若しくは第六条第一項（同法第三十三条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又は同法第九条の規定による協議の成立

六 海岸法第八条第一項若しくは第三十七条の五の規定による許可、同法第十条第二項の規定による協議の成立又は同法第十三条第一項の規定による承認

七 自然公園法第十条第三項若しくは第十六条第三項又は広島県立自然公園条例第八条第三項の規定による認可

八 地すべり等防止法第十一条第一項の規定による承認、同法第十八条第一項の規定による許可又は同法第十一条第二項若しくは第二十条第二項の規定による協議の成立

九 下水道法第十六条（同法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による承認

十 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文の規定による許可又は同法第十一条の規定による協議の成立

十一 河川法第二十条の規定による承認、同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定による許可又は同法第九十五条の規定による協議の成立

十二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定による認可

十三 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十三条第一項若しくは第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は同法第三十四条の二第一項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条第三項の規定による協議の成立

十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の規定による許可

十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第十五条第一項の規定による許可（最終処分場に係る許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。）に限る。）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第一項（同法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による届出（最終処分場に係る届出に限る。）

十六 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定による許可

十七 鉄道事業法第八条第一項又は第十二条第一項の規定による認可（前条第十八号に該当するものを除く。）

十八 広島県砂防指定地管理条例（平成十四年広島県条例第四十七号）第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による許可又は同条例第六条の規定による協議の成立

2 条例第十六条第八号の規定による届出は、別記様式第五号による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書により行うものとする。

（許可を要しない土砂埋立行為）

**第十七条** 条例第十六条第九号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げるものとする。

一 運動場の砂利敷その他の通常管理行為として行う土砂埋立行為

二 土質改良プラントその他の施設で化学的に性質を改良した土砂のみによる土砂埋立行為

三 土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が一メートル未満の土砂埋立行為

四 建築工事及びこれに附帯する工事で地盤を掘削し埋め戻す場合において、掘削する前の地盤面の最も低い地点と埋戻しによって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が一メートル未

満の土砂埋立行為

(許可申請書)

**第十八条** 条例第十七条第一項の規定による申請は、別記様式第六号による土砂埋立行為許可申請書により行うものとする。

2 条例第十七条第二項の規定による申請は、別記様式第七号による土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書により行うものとする。

(許可申請書の添付書類及び図面)

**第十九条** 条例第十七条第一項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者が個人の場合は、申請者の住民票の写し
- 二 申請者が法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員の住民票の写し
- 三 申請者が法人の場合であって、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
- 四 申請者に第二十二条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- 五 申請者が条例第十九条第一項第一号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員の住民票の写し）
- 六 申請者が条例第十九条第一項第一号イからヌまでに該当しないことを誓約する書面
- 七 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 八 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面
- 九 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- 十 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- 十一 調整池を設置する場合には、調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面
- 十二 沈砂池の容量を算定した書面
- 十三 土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面
- 十四 土砂埋立区域の求積表
- 十五 土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況に関する書面



- 十六 土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面
- 十七 位置図及び周辺の見取図
- 十八 土砂埋立行為の完了時の平面図
- 十九 土砂埋立行為の完了時の断面図（縦断面図及び横断面図）
- 二十 排水施設の平面図（排水系統図及び排水区割図）
- 二十一 排水施設の構造図
- 二十二 擁壁の構造図
- 二十三 土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図
- 二十四 土砂埋立区域の測量図
- 二十五 土砂埋立区域の求積図（面積計算図）
- 二十六 土砂埋立区域の現況地番図
- 二十七 土砂埋立区域の流域現況図
- 二十八 その他知事が必要と認める書類及び図面

2 条例第十七条第二項の規則で定める書類及び図面は、前項第一号から第七号までに掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

- 一 位置図及び周辺の見取図
- 二 土砂埋立区域の求積表
- 三 土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況に関する書面
- 四 土砂のたい積が最大となった場合の一時たい積事業場の平面図
- 五 土砂のたい積が最大となった場合の一時たい積事業場の断面図
- 六 排水施設の平面図
- 七 排水施設の構造図
- 八 土砂埋立区域の求積図（面積計算図）
- 九 その他知事が必要と認める書類及び図面

（許可申請書に記載する事項）

**第二十条** 条例第十七条第一項第八号及び第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域の土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 二 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況

三 現場管理責任者の氏名

四 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

五 その他知事が必要と認める事項

（土地所有者等の同意）

**第二十一条** 条例第十八条第一項（条例第二十条第四項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の同意は、別記様式第八号による土砂埋立区域内土地使用同意書により得るものとする。

2 条例第十八条第二項（条例第二十条第四項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する土砂埋立行為の妨げとなる権利は、次に掲げるものとする。

一 地上権

二 永小作権

三 質権

四 賃借権

3 条例第十八条第二項の同意は、別記様式第九号による土砂埋立区域内施工同意書により得るものとする。

（条例第十九条第一項第一号イの規則で定める者）

**第二十一条の二** 条例第十九条第一項第一号イの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（使用人）

**第二十二条** 条例第十九条第一項第一号ホ、リ及びヌの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（一般的基準）

**第二十三条** 条例第十九条第一項第四号の規則で定める土砂埋立行為に係る一般的基準は、次に掲げるものとする。

一 土砂埋立行為に係る事業計画の内容が具体的かつ実現可能なものであり、許可を受けた後、

遅滞なく申請に係る土砂埋立行為に着手することが明らかであること。

二 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該許可等を受けているか、又は土砂埋立行為着手前に受けることが確実であること。

三 申請者に土砂埋立行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

四 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的実現のため必要最小限の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを考慮して決められたものであること。）が明らかであること。

五 土砂埋立行為の事業計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

六 土砂埋立行為に供するため森林を一時的に利用する場合は、利用後における森林の原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

（構造上の基準）

**第二十四条** 条例第十九条第一項第五号の規則で定める構造上の基準は、別表第一から別表第五までに掲げるとおりとする。

2 前項の構造上の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。

（変更の許可申請等）

**第二十五条** 条例第二十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第十七条第一項第一号に掲げる事項の変更

二 条例第十七条第一項第五号に規定する土砂埋立行為の完了時の土砂の数量（土砂のたい積の構造を変更しないものに限る。）

三 条例第十七条第二項第二号に規定する最大たい積時の土砂の数量（土砂のたい積の構造を変更しないものに限る。）

四 第二十条第三号及び第四号に掲げる事項

五 その他知事が特に軽微と認める変更

2 条例第二十条第三項の規定による申請は、別記様式第十号による土砂埋立行為変更許可申請書により行うものとする。

3 条例第二十条第三項の規則で定める書類及び図面は、第十九条第一項各号又は第二項各号に掲げるもののうち、当該変更に係るものとする。

4 条例第二十条第三項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第十六条の規定による許可の許可年月日及び許可番号
  - 二 土砂埋立区域の所在
  - 三 その他知事が必要と認める事項
- 5 条例第二十条第五項の規定による届出は、別記様式第十一号による土砂埋立行為変更届出書により行うものとする。
- 6 条例第二十条第五項の規定による届出が、第二十条第四号の法定代理人の変更に係るものである場合は、前項の土砂埋立行為変更届出書に変更後の法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、当該法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員の住民票の写し）を添付するものとする。

（関係者への周知の方法）

**第二十六条** 条例第二十二条の規則で定める方法は、土砂埋立区域周辺の住宅配置の状況等を勘案し、次に掲げる方法のうち適切なもの又はそれらを組み合わせたものとする。

- 一 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会
- 二 戸別訪問による説明
- 三 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板等公衆の見やすい場所への掲示又は回覧
- 四 その他土砂埋立行為の概要を周知するための適切な方法

（標識に記載する事項等）

**第二十七条** 条例第二十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 許可事業者の住所又は事務所の所在地並びに連絡先
  - 二 条例第十六条の規定による許可の許可年月日及び許可番号
  - 三 土砂埋立区域の所在及び面積
  - 四 土砂埋立行為を行う期間
  - 五 現場管理責任者の氏名
  - 六 土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請負人を含む。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 条例第二十三条第一項に規定する標識は、別記様式第十二号によるものとする。

（着手届）

**第二十八条** 条例第二十四条の規定による届出は、別記様式第十三号による土砂埋立行為着手届出書により行うものとする。

(関係書類の閲覧)

**第二十九条** 条例第二十五条の規定による閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
  - 二 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。
- 2 条例第二十五条の規則で定める書類及び図面の写しは、条例の規定により知事に提出された書類及び図面のうち、第十九条第一項第十六号の書面並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報に関する書類及び図面以外のものの写しとする。

(定期的な報告)

**第三十条** 条例第二十六条の規定による報告は、別記様式第十四号による土砂埋立行為状況報告書により行うものとする。

- 2 条例第二十六条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- 一 報告に係る期間の末日前一週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
  - 二 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第二十六条第七号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 報告に係る期間中の最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
  - 二 報告に係る期間までに搬入された土砂の数量の累計
  - 三 その他知事が必要と認める事項

(完了等の届出)

**第三十一条** 条例第二十七条第一項（条例第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十五号による土砂埋立行為完了（廃止）届出書により行うものとし、土砂埋立行為が条例第十七条第二項の一時たい積行為である場合を除き、出来形図を添えるものとする。

(地位の承継の届出)

**第三十二条** 条例第二十九条第二項の規定による知事への届出は、別記様式第十六号による土砂埋立行為承継届出書により行うものとする。

- 2 条例第二十九条第二項の規定による土地の所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者への通知は、別記様式第十七号による土砂埋立行為承継通知書により行うものとする。

(譲受けの許可の申請)

**第三十三条** 条例第三十条第二項の規定による申請は、別記様式第十八号による土砂埋立行為譲受

許可申請書により行うものとする。

2 条例第三十条第二項の規則で定める書類及び図面は、第十九条第一項第一号から第六号までに掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

一 土砂埋立区域の位置図及び周辺の見取図

二 当該土砂埋立行為の譲受けにより新たに法令等の許可等を受ける必要がある場合は、その処分の状況に関する書面

三 その他知事が必要と認める書類及び図面

3 条例第三十条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号

二 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間

三 土砂埋立区域の所在

四 譲受け後の現場管理責任者の氏名

五 譲受けの理由

(土砂埋立行為に係る公表)

**第三十四条** 条例第三十一条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 条例第三十一条第三項各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 違反の事実

三 その他知事が必要と認める事項

2 条例第三十一条第三項の規定による公表は、県報に登載するほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域の指定等)

**第三十五条** 条例第三十三条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載するほか、県庁及び当該土砂搬入禁止区域を管轄する農林水産事務所（当該土砂搬入禁止区域が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合には、当該事業所）の掲示場に掲示して行うものとする。

一 土砂搬入禁止区域の所在及び面積

二 土砂搬入禁止区域の指定の期間

三 土砂搬入禁止区域の指定の理由

四 土砂搬入禁止区域を示す図面

五 その他知事が必要と認める事項

2 条例第三十三条第八項の規定による周知は、公衆の見やすい場所への掲示、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

**第三十六条** 条例第三十三条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第十九号のとおりとする。

(土砂搬入禁止区域に係る公表)

**第三十七条** 条例第三十四条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第三十四条第一項の規定に違反して土砂を搬入した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 違反の事実
- 三 その他知事が必要と認める事項

2 条例第三十四条第二項の規定による公表は、県報に登載するほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(土砂搬入禁止区域解除の公示)

**第三十八条** 条例第三十五条第二項において準用する条例第三十三条第三項の公示は、次に掲げる事項を県報に登載するほか、県庁及び当該土砂搬入禁止区域を管轄する農林水産事務所（当該土砂搬入禁止区域が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合には、当該事業所）の掲示場に掲示して行うものとする。

- 一 解除した土砂搬入禁止区域の所在、区域及び面積
- 二 土砂搬入禁止区域の解除の年月日
- 三 土砂搬入禁止区域の解除の理由
- 四 解除した土砂搬入禁止区域を示す図面

(現場管理責任者の職務)

**第三十九条** 条例第三十九条第一項の規則で定める職務は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域において、土砂埋立行為に使用される土砂の数量及び搬入元を確認し、そのことについて記録すること。
- 二 土砂の崩落等の発生を防止するために土砂埋立行為を管理すること。

(条例の適用除外の公示)

**第四十条** 条例第四十二条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に登載するほか、県庁及び当該市町の区域を管轄する農林水産事務所（当該市町の区域が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合には、当該事業所）の掲示場に掲示して行うものとする。

- 一 条例の適用を除外する市町の名称
- 二 条例の適用を除外する年月日
- 三 条例の適用を除外する事項

(申請書等の提出部数)

**第四十一条** 条例及びこの規則の規定により提出する申請書、届出書その他の書類及び図面の部数は、正本一通及び副本二通（条例第八条第一項、第十条第一項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項の届出であって、これらの届出に係る建設工事に発注者がいる場合の届出書に係るもの及び条例第十七条第一項若しくは第二項又は第二十条第三項の申請書に係るものにあつては、正本一通及び副本三通）とする。ただし、当該書類及び図面の処理に係る権限が農林水産事務所の長に委任されている場合の部数は、それぞれ副本一通を減じた部数とする。

**附 則**

この規則は、平成十六年九月二十五日から施行する。

**附 則**（平成一七年三月三〇日規則第二六号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一七年八月一日規則第七五号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一八年三月一三日規則第八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定により届出、申請等を行っている者の届出、申請等については、この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成一九年一月一日規則第一号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二〇年二月四日規則第三号）



(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に土砂埋立行為の許可を受けている者又は許可若しくは変更の許可の申請をしている者が行う土砂埋立行為の構造上の基準については、この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成二一年四月一日規則第二八号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に係る経過措置)

- 5 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (平成二二年三月二九日規則第一七号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二二年六月二八日規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年四月一日規則第三六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則により改正後の各規則の様式により作成された様式とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

**附 則** (平成二七年一〇月一三日規則第五九号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年四月一日規則第二五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第十六条第一項第三号の規定は、この規則の施行の日以後に森林法第十条の二第一項又は第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為について適用する。
- 3 この規則の施行の前日に、広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)第十七条第一項若しくは第二項又は第二十条第二項の規定による申請をした者については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**(令和元年六月二七日規則第三一号)

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

**附 則**(令和元年七月四日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和元年一二月一二日規則第五一号)

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

**附 則**(令和三年七月三〇日規則第七八号)

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

**附 則**(令和五年三月二三日規則第一〇号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則**(令和五年五月二五日規則第四五号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

**附 則**(令和五年七月二四日規則第五〇号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和五年広島県条例第二十一号)の施行の日から施行する。(令和五年九月規則第五八号で、同五年九月二八日から施行)

#### 別表第一(第二十四条関係)

土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)の完了時の土地の形状

項目	基準
----	----

<p>のり面の勾(こう)配等</p>	<p>一 切土又は盛土をした土地の部分に生じるのり面の勾(こう)配が三〇度を超える場合は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第六条の規定に準じるほか、この規則の基準を満たす擁壁を設置すること。</p> <p>二 盛土のり面の場合、知事が安全性の確認のため必要と認めたときは、安定計算を行うこと。</p> <p>三 のり面の長さが合計二〇メートル以上となる盛土については、原則としてのり長の三分の一以上は擁壁工、のり枠工等の永久工作物とし、二〇メートル未満の盛土についてもこれに準じて取り扱うものとする。</p>
<p>小段幅</p>	<p>のり面の勾(こう)配が一五度以上で垂直距離が五メートルを超える場合は、付表に定める幅を持つ小段を設けること。</p>
<p>小段排水</p>	<p>一 のり面小段には排水溝を設け、三〇メートル程度ごとに縦排水溝を設けること。</p> <p>二 背後地からの雨水の流出があるのり面は、のり肩に排水溝を設け、のり面に雨水を流さないようにすること。</p> <p>三 特別の事情がない限り、のり面の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾(こう)配をとること。</p>

付表

垂直距離	切土	盛土
五メートル以内ごと	一メートル以上	一・五メートル以上
一五メートル以内ごと	三メートル以上	三メートル以上

別表第二（第二十四条関係）

一時たい積行為の最大たい積時の土地の形状

種別	基準
盛土高	五メートル以下であること。

別表第三（第二十四条関係）

土砂埋立行為（一時たい積行為を除く。）を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設、擁壁その他の土砂の崩落等の発生を防止する施設の基準

種別	基準
排水施設	<p>一 排水施設は、土砂埋立行為の規模及び形状、土砂埋立区域の地形、土砂埋立区域周辺の降水量、土砂埋立完了後の土地利用等から想定される雨水及び汚水を有効に排出できるものであること。</p> <p>二 排水施設は、勾(こう)配及び断面積がその排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、かつ、堅固で耐久力を有する構造とすること。</p> <p>三 湧(ゆう)水が存する土地又は溪流その他土砂埋立区域以外の雨水その他の地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立行為を行う場合は、湧(ゆう)水又は浸透水を適正に処理するものとし、在来の溪床などの適当な箇所へ暗渠(きよ)排水施設の設置その他の必要な措置を講じること。</p>
擁壁	<p>共通事項</p> <p>一 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造とする。</p> <p>二 擁壁の基礎が盛土上に設置される場合は、転圧、擁壁背後への良質土の搬入等の施工を特に入念に行うこと。</p> <p>三 擁壁の地盤に一平方メートル当たり一〇トンを超える応力度（常時）が生じる場合には、当該応力度が土質調査試験、載荷試験等に基づく当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。</p> <p>四 盛土で二五度、切土又は在来地盤で三五度を超える急傾斜地には、原則として擁壁を設置しないこと。ただし、擁壁下部斜面を適当な工法により保護する場合は、この限りでない。</p> <p>五 伸縮継目は、原則として擁壁の長さ一〇メートルから二〇メートル以内ごとに一箇所設けるものとし、特に地盤の変化する箇所、擁壁の高さが著しく異なる箇所及び擁壁の構造工法を異にする箇所</p>

	<p>所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断すること。また、擁壁の屈曲部は、隅角部から擁壁の高さ分だけ避けて設置すること。</p> <p>六 擁壁の屈曲する箇所は、隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること。この場合の二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さが三メートル以下のもので五〇センチメートル以上、三メートルを超えるもので六〇センチメートル以上とすること。</p>
鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造	<p>一 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁は、構造計算により次のことを確認すること。なお、構造計算書には、原則としてボーリング調査、土質調査等の書類及び図面を添付すること。</p> <p>イ 土圧、水圧、地震力及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。</p> <p>ロ 土圧等により擁壁が転倒しないこと。この場合の安全率は、常時においては一・五以上、地震時においては一・二以上（ハにおいて同じ。）とすること。</p> <p>ハ 土圧等により擁壁の基礎が滑らないこと。</p> <p>ニ 土圧等により擁壁が沈下しないこと。</p> <p>ホ 土圧等により擁壁の各部に生じる応力度が、擁壁の材料である鉄材料及びコンクリートの許容応力度を超えないこと。</p> <p>二 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の設計基準</p> <p>イ 荷重</p> <p>擁壁の構造計算は、次に掲げる区分に従い、当該計算式による各応力の合計により計算すること。</p> <p>(1) 常時 静荷重＋土圧</p> <p>(2) 地震時 静荷重＋土圧＋地震力</p> <p>ロ 静荷重</p> <p>擁壁の自重、床版上の重量及び建築物などの積載荷重を含む</p>

ものとする。

#### ハ 土圧

- (1) 土圧の計算は、ランキン、クーロン、テルツアギ等の各理論によること。
- (2) 土圧係数は、各理論式により算出すること。ただし、図表により決定する場合は図書の名称を明示し、図表の写しを添付すること。
- (3) 裏込土の内部摩擦角として三〇度を超えるものを使用する場合は、その根拠となる土質試験の結果を添付すること。

#### ニ 地震力

地震時の水平震度は、 $0.17$ 以上とする。ただし、擁壁の高さが五メートル以下のものは、 $0.1$ 以上とすることができる。

#### ホ 基礎

- (1) 基礎の根入れ深さは、原則として擁壁の高さの一〇〇分の二〇（その値が三五センチメートルに満たないときは、三五センチメートル）以上とすること。ただし、擁壁の高さが五メートルを超えるものについては、一メートル以上とすること。
- (2) 基礎地盤の許容地耐力は、原則として土質試験の結果に基づき決定すること。

#### ヘ その他

- (1) 擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数は、付表一によること。ただし、基礎地盤の土質試験の結果による内部摩擦角（ $\phi$ ）を用いる場合には、同表の規定にかかわらず摩擦係数の値は $0.6$ を上限として $\tan \phi$ （プレキャストコンクリート擁壁の場合は、 $\tan 2/3 \phi$ ）を用いることができる。
- (2) 擁壁の高さは、原則として一〇メートル以下とすること。
- (3) 無筋コンクリートの四週圧縮強度は、一平方ミリメートル

	<p>ルにつき一八ニュートン以上であること。</p> <p>(4) 擁壁裏面の排水をよくするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜き穴を一個以上有効な位置に設けるとともに、擁壁裏面の裏栗石の厚さを三〇センチメートル以上とすること。</p> <p>(5) もたれ式擁壁は使用しないこと。ただし、良好な切土地盤に設置し、国、地方公共団体等の公共的団体が維持管理することで協議が成立した公共施設に係るものについては、この限りでない。</p>
<p>練積み造の擁壁の構造</p>	<p>一 石材その他の組積材は、控え長さが三五センチメートル以上のものを使用し、コンクリートを用いて一体化を図るとともに、その背面を栗石砂利で有効に裏込めすること。</p> <p>二 練積み造の擁壁の設計基準</p> <p>イ 一般的な練積み造擁壁</p> <p>(1) 擁壁の各部の構造寸法は、背面土の種類等により、付表二によること。</p> <p>(2) 胴込め又は裏込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、一平方ミリメートルにつき一八ニュートン以上であること。</p> <p>(3) 水抜き穴は、内径七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用い、三平方メートル以内ごとに一個以上有効な位置に設けること。</p> <p>(4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。</p> <p>(5) コンクリートブロックについては、日本産業規格質量区分A（控え三五〇ミリメートル以上、一平方メートル当たり三五〇キログラム以上）のブロックを使用するものとし、そ</p>

	<p>の認定書を添付すること。</p> <p>(6) その他のコンクリートブロックの使用については、次の品質について公的機関の証明書を添付したものであること。</p> <p>(一) コンクリートブロックの四週圧縮強度は、一平方メートルにつき一八ニュートン以上であること。</p> <p>(二) コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は二・三以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの比重は壁面一平方メートルにつき三五〇キログラム以上であること。</p> <p>(三) コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであること。</p> <p>ロ 国土交通大臣の認定する擁壁</p> <p>(1) 国土交通大臣認定書の写しを添付し、かつ、構造については、その仕様によること。</p> <p>(2) 控え長さが三五センチメートル以上のブロックを使用し、空積みは認めない。ただし、国、地方公共団体等の公共的団体が維持管理することで協議が成立した公共施設に係るもので、鉄筋コンクリート造の控え壁等により一体化が図られるものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 擁壁の上端にのり土羽（盛土の場合は、土羽部分の高さが三〇センチメートル以下のものに限る。）を有する場合、設計に用いる擁壁の高さには、土羽部分の高さを含めること。</p> <p>(4) 水抜き穴は、内径七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水材料を用い、三平方メートル以内ごとに一個以上有効な位置に設けること。</p> <p>また、裏栗石の厚さは、付表二によること。</p>
その他の施設	<p>一 土砂埋立行為を行っている間、必要に応じて沈砂池その他土砂埋立行為に用いた土砂の埋立区域以外への流出を防止する施設を設置すること。</p>



	<p>二 擁壁で覆わない盛土又は切土ののり面部分には、土質、気象条件等を考慮して張芝、筋芝、植栽等による緑化又はモルタルのり枠工、柵工等の構造物により、のり面の保護を行うこと。ただし、当該のり面を通路その他の目的で利用する場合は、この限りでない。</p>
--	---

付表一

土質	摩擦係数
岩、岩屑(せつ)、砂利又は砂	○・五
砂質土	○・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	○・三

付表二

土質		擁壁					裏栗		
		勾(こう)配 ( $\theta$ )	高さ (H)	下端部の 厚さ (B)	上端の厚 さ (T)	根入れ深 さ (D)	下端部の厚さ (b)		
							盛土	切土	
第一種	岩、岩屑(せつ)、砂利又は砂利混じり砂(内部摩擦角四〇度以上)	三分	七〇度を 超え七五 度以下	二メートル以下	五〇センチメートル以上	四〇センチメートル以上	三五センチメートル以上	六〇センチメートル以上	三〇センチメートル以上
				二メートルを超え 三メートル以下	七〇センチメートル以上		四五センチメートル以上		
				四分	六五度を 超え七〇 度以下		二メートル以下		
				二メートルを超え	六〇センチメートル	四五センチメートル			

				三メートル以下	ル以上		ル以上		
第二種	真砂土、 関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの（内部摩擦角三〇度以上四〇度未満）	五分	六五度以下	三メートルを超え	七五センチメートル以上		六〇センチメートル以上	八〇センチメートル以上	
				四メートル以下					
				二メートル以下	四〇センチメートル以上		三五センチメートル以上	六〇センチメートル以上	
				二メートルを超え	五〇センチメートル以上		四五センチメートル以上		
				三メートル以下			六〇センチメートル以上	八〇センチメートル以上	
				四メートルを超え	八〇センチメートル以上		七五センチメートル以上	一〇〇センチメートル以上	
第三種	その他の土質（内部摩擦角二〇度以上三〇度未満）	三分	七〇度を超え七五度以下	二メートル以下	八五センチメートル以上	七〇センチメートル以上	四五センチメートル以上	六〇センチメートル以上	三〇センチメートル以上
				二メートルを超え	九〇センチメートル以上			六〇センチメートル以上	
		四分	六五度を	二メートル	七五センチ		四五センチ		

		超え七〇度以下	ル以下	チメートル以上	チメートル以上		
			二メートルを超え	八五センチメートル以上	六〇センチメートル以上		
			三メートル以下				
			三メートルを超え	一〇五センチメートル以上	八〇センチメートル以上	八〇センチメートル以上	
		五分	六五度以下	二メートル以下	七〇センチメートル以上	四五センチメートル以上	六〇センチメートル以上
				二メートルを超え	八〇センチメートル以上	六〇センチメートル以上	
				三メートル以下			
				三メートルを超え	九五センチメートル以上	八〇センチメートル以上	八〇センチメートル以上
				四メートル以下			
				四メートルを超え	一二〇センチメートル以上	一〇〇センチメートル以上	一〇〇センチメートル以上

別表第四（第二十四条関係）

一時たい積行為を行う場合の土砂埋立区域に設置する排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止する施設の基準

種別	基準
----	----

排水施設	<p>一 土砂埋立行為を行っている間、土砂埋立区域内の雨水その他の地表水を有効に排除することができるように、必要な排水施設を設置すること。</p> <p>二 排水施設は、管渠(きょ)の勾(こう)配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとする。</p>
その他の施設	土砂埋立行為を行っている間、必要に応じて沈砂池その他土砂埋立行為に用いた土砂の埋立区域以外への流出を防止する施設を設置すること。

別表第五 (第二十四条関係)

土砂埋立行為の方法

種別	基準
土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)	<p>一 軟弱地盤又はがけ崩れ若しくは出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地において土砂埋立行為を行う場合は、土の置換による地盤の改良、水抜きその他の措置を講じること。</p> <p>二 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換による地盤の改良、水抜きその他の措置を講じること。</p> <p>三 盛土をする地盤傾斜が一五度以上で盛土高が二メートルを超える場合は、盛土の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表土を十分除去するとともに、段切りを行うこと。</p> <p>四 盛土をする際には、下から仕上げ厚さ三〇センチメートル程度ごとに層状に、かつ、盛土の地盤全体に及ぶように、締固めを繰り返して行うものであること。ただし、土砂埋立行為の完了後に農地として利用する場合は、地盤面から深さ一メートル以内の地盤については、この限りでない。</p> <p>五 土砂埋立行為の施行の工程が、土砂埋立区域以外への土砂の崩壊、流出その他の災害が発生しないような順序となっていること。</p>

	<p>六 谷筋又は著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、谷筋又は傾斜している方向に約五〇メートルの間隔でその盛土の高さの五分の一以上の高さの蛇(じゃ)籠(かご)堰(えん)堤(てい)、コンクリート堰(えん)堤等を暗渠(きよ)とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。</p> <p>七 土砂埋立行為を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するための杭及び丁張が設置されていること。</p>
<p>一時たい積行為</p>	<p>一 土砂埋立区域の土地の勾(こう)配は、垂直一メートルに対して一〇メートル以上となっていること。ただし、土砂の崩落等の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。</p> <p>二 軟弱地盤又はがけ崩れ若しくは出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地において土砂埋立行為を行う場合は、土の置換による地盤の改良、水抜きその他の措置を講じること。</p> <p>三 盛土ののり面と地表面が接する部分(仕切壁その他の施設を設ける場合にあつては、当該施設)と土砂埋立区域の境界との間に、最大たい積時の盛土高に相当する距離以上の距離が、土砂埋立区域に沿ってその内側に設けられていること。ただし、土砂の崩落等の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、当該距離を短縮することができる。</p> <p>四 土砂埋立行為を行っている間、土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域を表示するための杭及び丁張が設置されていること。</p>

（表面）

土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあっては、  
名称及び代表者の  
氏名 }

広島県土砂の適正処理に関する条例 第8条第1項 第11条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の概要	建設工事の名称			
	建設工事の内容	種 別	土木工事 建築工事	
		概 要		
	建設工事の区域の所在			
	建設工事の区域の面積		m <sup>2</sup>	
	建設工事に係る法令等による許可等		法令等の名称	許可等の処分の状況
建設工事の発注者	住 所			
	氏名又は名称 (代表者氏名)			
建設工事に伴って発生する土砂の数量等	数 量		m <sup>3</sup>	
	利用等の計画 又は状況			
搬出する土砂の数量の合計		m <sup>3</sup>		
搬 出 す る 期 間				
土砂の搬出量が最大となる時期の状況	1日当たりの搬出量		m <sup>3</sup>	
	1日当たりの延べ運搬車両台数		台	

## (裏面)

土砂の搬出先に係る事項 1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m <sup>3</sup>
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項 2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m <sup>3</sup>
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項 3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m <sup>3</sup>
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 担当者	(内線)	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

（表面）

一時たい積土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例 第9条第1項 第12条第1項 の規定により、次のとおり届け出  
ます。

一時たい積行為	一時たい積行為を行う土地の区域の所在	
	一時たい積行為を行う土地の区域の面積	m <sup>2</sup>
搬出する土砂の数量の合計		m <sup>3</sup>
搬 出 す る 期 間		
土砂の搬出量が最大となる時期の状況	1日当たりの搬出量	m <sup>3</sup>
	1日当たりの延べ運搬車両台数	台



## (裏面)

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m <sup>3</sup>
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m <sup>3</sup>
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m <sup>3</sup>
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 担当者	(内線)	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

処理計画変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例

第10条第1項  
第10条第2項  
第11条第2項  
第12条第2項

の規定により、次のとおり届け出

ます。

建設工事又は一時たい積行為 を行う土地の区域の所在		
処理計画届出年月日		年 月 日
変更 内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
連 絡 先	電話番号 担当者	(内線)

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土砂搬出完了(廃止)届出書

年 月 日

様

郵便番号  
住 所

氏 名 法人にあっては、  
名称及び代表者の  
氏名

広島県土砂の適正処理に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事又は一時たい積行為に係る土地の区域の所在		
処 理 計 画 届 出 年 月 日		年 月 日
搬出した土砂の数量の合計		m <sup>3</sup>
土砂搬出完了(廃止)年月日		年 月 日
搬出先に係る事項1	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
搬出した土砂の数量		m <sup>3</sup>
搬出先に係る事項2	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
搬出した土砂の数量		m <sup>3</sup>
搬出先に係る事項3	土 地 の 所 在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)
		住 所
		連 絡 先
搬出した土砂の数量		m <sup>3</sup>
連 絡 先	電話番号 担当者	(内線)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号（第16条関係）

法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第16条第7号の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所 在			
	面 積		m <sup>2</sup>	
土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況	1	法 令 等 の 名 称		
		該 当 条 項		
		許可等の処 分の状況	許可等の年月日	
			許可等の番号	
	2	法 令 等 の 名 称		
		該 当 条 項		
		許可等の処 分の状況	許可等の年月日	
			許可等の番号	
	3	法 令 等 の 名 称		
		該 当 条 項		
		許可等の処 分の状況	許可等の年月日	
			許可等の番号	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

（表面）

土砂埋立行為許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

土砂埋立区域	所 在		
	地 目	(公簿)	(現況)
	面 積	m <sup>2</sup>	
土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地		(電話番号)	
現場管理責任者の氏名			
土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画			
排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画			
土砂埋立行為の完了時	土砂の数量	m <sup>3</sup>	
	土地の形状		
土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置			
土砂埋立行為を行う期間			

## (裏面)

	法令等の名称	申請(届出)年月日	許認可等の状況
土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許認可等の処分の状況			
申請者が未成年者の場合	法定代理人の氏名又は名称		
	法定代理人の住所又は所在地		
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 担当者	(内線)	

注 1 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為の終了後に排水施設等を管理する者の氏名、土砂埋立行為に用いる土砂の性状(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄の区分によるものとする。)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第7号（第18条関係）

（表面）  
土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名 { 法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名 }

広島県土砂の適正処理に関する条例第17条第2項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為（一時たい積行為）の許可を申請します。

土砂埋立区域	所 在		
	地 目	（公簿）	（現況）
	面 積	m <sup>2</sup>	
土砂埋立行為の施工を管理する事務所の所在地		（電話番号）	
現場管理責任者の氏名			
土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画			
排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画			
土砂埋立行為の最大たい積時	土砂の数量	m <sup>3</sup>	
	土地の形状		
年間の土砂埋立行為に使用される土砂の搬入及び搬出予定量	搬入予定量	m <sup>3</sup>	
	搬出予定量	m <sup>3</sup>	
土砂埋立行為を行っている間における土砂崩落等の発生を防止するための措置			
土砂埋立行為を行う期間			

## (裏面)

	法令等の名称	申請(届出)年月日	許認可等の状況
土砂埋立行為を行う土地において必要な土砂の埋立て等に関する法令等による許認可等の処分の状況			
申請者が未成年者の場合	法定代理人の氏名又は名称		
	法定代理人の住所又は所在地		
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号 担当者	(内線)	

注 1 その他参考となる事項の欄には、土砂埋立行為の終了後に排水施設等を管理する者の氏名、土砂埋立行為に用いる土砂の性状(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の上欄の区分によるものとする。)等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



土砂埋立区域内土地使用同意書

土砂埋立行為許可申請者（ ）の施工に係る土砂埋立行為については異議がないので、裏面の留意事項も了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在及び地番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	摘要

また、同意の前提として、上記の土砂埋立行為許可申請者から、次の事項について 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 土砂埋立区域の所在及び面積
- 3 現場事務所その他土砂埋立行為の用に供する施設の設置計画及び位置
- 4 排水施設その他の土砂の崩落等の発生を防止するための施設の計画
- 5 土砂埋立行為の完了時又は最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
- 6 土砂埋立行為を行っている間における土砂の崩落等の発生を防止するための措置
- 7 土砂埋立行為を行う期間
- 8 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 9 現場管理責任者の氏名
- 10 申請者が未成年者である場合にはその法定代理人の氏名及び住所、法定代理人が法人の場合にはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住 所(所在地)  
氏 名(名称及び代表者の氏名)

- 注 1 同意者が法人の場合は、署名に代えて記名すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

## (裏面)

### 同意に当たっての留意事項

土砂埋立行為に同意をした土地所有者には、当該土砂埋立行為による災害の発生を防止するため、広島県土砂の適正処理に関する条例(平成16年広島県条例第1号。以下「条例」という。)により、次の1に掲げる義務が課せられるとともに、緊急時には知事が次の2の指導を行うことがありますので、あらかじめ留意してください。

#### 1 同意をした土地所有者の義務(条例第40条)

- (1) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、当該土砂埋立行為が行われている間、その施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか、及び当該土砂埋立区域において土砂の崩落等の発生又はこれらのおそれがないかどうかを自ら確認し、施工の状況を把握するよう努めていただかなければなりません。

ただし、遠隔地に居住しているなど、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の人に確認してもらうことなどにより、施工状況の把握に努めることも可能です。

- (2) 土砂埋立行為に同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立行為により、土砂の崩落等が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立行為を行う者に対し当該土砂埋立行為の中止又は原状回復その他の必要な措置を講じることを求めるとともに、その旨を県その他の関係機関に通報しなければなりません。

#### 2 土砂埋立行為に係る土地所有者等に対する指導(条例第41条)

知事は、土砂埋立行為による土砂の崩落等の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、当該土砂の埋立行為を行う者のほか、当該土砂埋立行為に同意をした土地所有者等に対して、必要な指導を行うことがあります。

土砂埋立区域内施工同意書

私が摘要欄に記載の権利を有する次の土地における土砂埋立行為許可申請者（  
 ）の施工に係る土砂埋立行為については異議がないので、その施  
 工について同意します。

土地の所在及び地番	地目(登記簿)	地積(登記簿)	摘 要

また、同意の前提として、上記の土砂埋立行為許可申請者から、  
 年 月 日に事業の説明を受け、その内容を確認しました。

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

権利者 住 所(所在地)  
 氏 名(名称及び代表者の氏名)

- 注 1 同意者が法人の場合は、署名に代えて記名すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土砂埋立行為変更許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第20条第3項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立行為の変更の許可を申請します。

土 砂 埋 立 区 域 の 所 在		
当初の許可年月日及び許可番号		第 年 月 日 第 号
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
連 絡 先	電話番号 担当者	(内線)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土砂埋立行為変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第20条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

土 砂 埋 立 区 域 の 所 在		
当初の許可年月日及び許可番号		第 年 月 日 号
変 更 ( 予 定 ) 年 月 日		年 月 日
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
連 絡 先	電話番号 担当者	(内線)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第12号 (第27条関係)

		120センチメートル以上		
広島県土砂の適正処理に関する条例に基づく 土砂埋立行為許可標識				
許可を受けた者	住所又は事務所の所在地			
	氏名又は名称 (代表者の氏名)			
	連絡先			
許可の概要	許可年月日			
	許可番号			
	土砂埋立区域	所在		
		面積		
	土砂埋立行為を行う期間			
	許可をした機関	住所		
		名称		
連絡先				
土砂埋立行為に係る工事を請け負った者	住所			
	氏名又は名称 (代表者の氏名)			
	連絡先			
現場管理者	氏名			
	連絡先			

90センチメートル以上

土砂埋立行為着手届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第24条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所 在	
	面 積	m <sup>2</sup>
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
着 手 年 月 日		年 月 日
土砂埋立行為を 施工する者の住 所及び氏名(名 称)	住 所	
	氏 名 (名 称)	
現場管理責任者の氏名等		(会社名及び部課名)  (氏名) (連絡先)
連 絡 先	電話番号 担当者	(内線)

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土砂埋立行為状況報告書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第26条の規定により、次のとおり報告します。

土砂埋立区域	所 在			
	面 積	m <sup>2</sup>		
土砂埋立行為の許可 年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
報告に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
報告に係る期間中の最大 たい積時の土砂の数量	m <sup>3</sup>			
報告に係る期間中に搬入 した土砂の数量	m <sup>3</sup>			
報告に係る期間までに搬入 した土砂の数量の累計	m <sup>3</sup>			
報告に係る期間中に搬入 した土砂の主な搬入元等	搬入元の氏名又は名称	搬入元の工事場所	工事の種類	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	
その他参考となる事項				
連 絡 先	電話番号	(内線)		
	担当者			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



土砂埋立行為完了(廃止)届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第27条第1項(条例第28条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所 在	
	面 積	m <sup>2</sup>
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
土砂埋立行為完了(廃止) 年月日		年 月 日
備 考		
連 絡 先		電話番号 (内線) 担当者

- 注 1 廃止の場合は、その理由を備考欄に記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土砂埋立行為承継届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第29条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域	所	在	
	面	積	
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
承 継 年 月 日		年 月 日	
承継前の事業者の 住所及び氏名  〔法人にあつては、その名 称及び主たる事務所の所 在地並びに代表者の氏名〕	住 所		
	氏 名		
現場管理責任者の氏名及び職名			
(承継人が未成年者の場合) 法定代理人氏名及び住所 〔法人にあつては、その名 称及び主たる事務所の所 在地並びに代表者の氏名〕	住 所		
	氏 名		
承 継 の 理 由			
連 絡 先		電話番号 (内線)	
		担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土砂埋立行為承継通知書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名〕

年 月 日付け指令 第 号で許可を受けた土砂埋立行為について、当該許可を受けた者の地位を承継したので、広島県土砂の適正処理に関する条例第29条第2項の規定により次のとおり通知します。

1 承継前の事業者

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

2 承継年月日

年 月 日

3 承継の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

土砂埋立行為譲受許可申請書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名 〔 法人にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名 〕

広島県土砂の適正処理に関する条例第30条第1項の規定により、土砂埋立行為の全部を譲り受けたいので、次のとおり申請します。

土 砂 埋 立 区 域	所 在	
	面 積	m <sup>2</sup>
譲り受けようとする土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間		年 月 日 ~ 年 月 日
譲受けの相手方の氏名及び住所 〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名〕	住 所	
	氏 名	
譲 受 け の 理 由		
現場管理責任者の氏名及び職名		
(申請者が未成年者の場合) 法定代理人の氏名及び住所 〔法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名〕	住 所	
	氏 名	
連 絡 先	電話番号	(内線)
	担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

9 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	身 分 証 明 書
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
	上記の者は、広島県土砂の適正処理に関する条例第33条第5項及び第6項並びに第37条第1項の規定による立入検査等を行う者であることを証明する。
年 月 日	
広島県知事	
印	
6センチメートル	

広島県土砂の適正処理に関する条例(抜粋)

(土砂搬入禁止区域の指定)

第33条 知事は、土砂埋立区域(2,000平方メートル未満のものを除く。)及びその周辺の土地の区域(以下この項及び次項において「土砂埋立区域等」という。)において土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土砂埋立区域等を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域(以下「土砂搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。

6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。

7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(立入検査)

第37条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請負った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は検査のために必要な限度において土砂等は無償で収去させることができる。

2 第33条第7項の規定は、前項の職員について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。